

「北海道開発局行政ネットワーク機器外一式の借入及び保守 仕様書案」に対する意見招請の結果について

令和7年3月18日
北海道開発局開発監理部

仕様書案について意見招請したところ、以下の内容の意見書の提出がありました。提出された意見とそれに伴う対応について、次のとおり回答します。

番号	頁	条項	仕様書(案)の記載内容	提案・意見等	理由	仕様書への反映	対応理由
1	1	3. 調達概要 3.2. 業務概要 3.2.1. 作業内容	本調達における作業範囲は以下の通りである。 (1) ネットワーク機器の設置・設定 ① L3-SW ② L2-SW 接続するネットワークケーブルは既設ケーブルをそのまま流用すること。 また、既設ラックについても流用し設置すること。	既設機器の扱いについて明記願います。	既設ケーブル、既設ラックを流用するとのことですので、現状設置されている既設ネットワーク機器を取り外す必要があるのではないかと推測されます。 取り外す際の保管場所等について既設機器付近もしくは同事務室内等と想定されますが、大幅に運搬が必要となる場合、工数積算等が必要になる可能性が考えられます。	有	取り外した既設機器の拠点からの搬出は想定していません。以下の文を追記します。 「取り外した既設機器は同拠点内に仮保管すること。」
2	2	3. 調達概要 3.2. 業務概要 3.2.5. 機器の撤去	(2) 機器を撤去する際には、事前に搬入日時を記載した作業届を監督職員に提出するものとし、	「搬入日時」を「撤去日時」に修正願います。	誤記と思われます。	有	誤記です。 「搬入日時」の記載を「撤去日時」に修正します。
3	2	3. 調達概要 3.3. 成果物	(1) 本調達における成果物と一次納入期限については「別紙2-1 成果物一覧」とおとしする。	「別紙2」に修正願います。	誤記と思われます。	有	誤記です。 「別紙2-1」の記載を「別紙2」に修正します。
4	2~3	3. 調達概要 3.4. 打合せ協議	-	「ネットワーク切替に関する個別打合せ」の要件について、追記願います。	別紙3 概要スケジュールに記載の「ネットワーク切替に関する個別打合せ」の要件記載がありません。	有	別紙3 概要スケジュール「ネットワーク切替に関する打合せ」の記載を「構築作業個別打合せ」とし、期間を着手後から構築完了までに修正します。
5	3	3. 調達概要 3.4. 打合せ協議 (5) 構築完了時の打合せ	(2) 借入期間作業報告書を用いて、保守体制について報告すること。	書類名称、書類過不足の再確認及び内容、名称等の統一を願います。特に成果物として納入を求めるものであれば、明記願います。	「借入期間作業報告書」とありますが「別紙2 成果物一覧」には2 保守期間作業計画書とあります。	有	「借入期間作業報告書」の記載を「保守期間作業計画書」に修正します。
6	3	3. 調達概要 3.5. スケジュール 3.5.1. スケジュール概要	(2) 構築期間は、契約締結日翌日から令和8年1月31日までとする。 (3) ネットワーク機器の設定変更作業は、令和7年7月1日～令和8年1月31日の	「令和8年1月31日」→「令和8年1月30日」になるのではないかと考えます。	令和8年1月31日が閉庁日(土曜日)であること。 3.3. 成果物 (2) 二次納入期限 「令和8年1月30日」と記載されていること。 3.4. 打合せ協議 (5) 構築完了時の打合せ 「③ 令和8年1月30日まで」と記載されていること。 を合わせて考えると「令和8年1月30日」までに完了することが要件ではないかと想定されます。	無	構築完了時の打合せは令和8年1月31日が閉庁日(土曜日)であることから平日の1月30日までとしています。不測の障害に備えて構築期間は借入期間開始の直前である1月31日までとしています。
7	3	3. 調達概要 3.5. スケジュール 3.5.2. スケジュール要件	(2) 令和7年7月1日から令和8年1月31日までに相応の期間を確保し、システムの移行に伴う既存システムとの並行運用を行うこと。	「令和8年1月31日」→「令和8年1月30日」になるのではないかと考えます。	令和8年1月31日が閉庁日(土曜日)であること。 3.3. 成果物 (2) 二次納入期限 「令和8年1月30日」と記載されていること。 3.4. 打合せ協議 (5) 構築完了時の打合せ 「③ 令和8年1月30日まで」と記載されていること。 を合わせて考えると「令和8年1月30日」までに完了することが要件ではないかと想定されます。	無	構築完了時の打合せは令和8年1月31日が閉庁日(土曜日)であることから平日の1月30日までとしています。不測の障害に備えて構築期間は借入期間開始の直前である1月31日までとしています。
8	3	3.2.5(2)機器の撤去	(2) 機器を撤去する際には、事前に搬入日時を記載した作業届を監督職員に提出するものとし、撤去時に当局の既設機器及び設備に損害等を与えないようにしなければならない。	搬入日時ではなく、撤去日時とされますので修正頂きたい。		有	誤記です。 「搬入日時」の記載を「撤去日時」に修正します。
9	4	5. システム要件 5.1. 機能要件 5.1.1. NWシステム管理ツール	(1) 設定一元管理機能 (2) アプリケーション可視化、ソフトウェアイメージ管理機能 (3) その他	「NWシステム管理ツール」開発メーカーのプロフェッショナルサービスによる運用保守支援を仕様追加してほしいかでしょうか。	本調達機器だけでなく、既設無線APも管理対象とすることや、記載の仕様要件から、構築完了後、貸借期間の運用においても、ソフトウェア選定や設定方法に関するアドバイスなど専門性の高い技術的ノウハウや知識が必要になるものと考えられます。	無	仕様記載のとおりとさせていただきます。
10	4~5	5. システム要件 5.1. 機能要件 5.1.2. プライベートCAサーバ	(2) 証明書配布機能	仕様要件記載内容に誤りもしくは過不足があるのではないかと考えますので、見直しをお願いします。	「5.1.2. プライベートCAサーバ」(2) 証明書配布機能要件記載されていますが「(3) 管理制御機能」に「証明書の配付は資産管理システムで行う。」との記載がありますので「証明書配布機能」は(3)の記載で満足するため(2)は不要ではないかと思われます。 また、「別紙4-13 ネットワーク機器 規格一覧」【プライベートCAサーバ】 ①AUTH-SV-A: 認証装置(プライベートCA)#1,#2 外部連携 証明書配布装置と同一メーカーで連携可能であることとの記載があります。 外部機能の場合、別途それを実現するための機器もしくはシステムが必要かと思われます。	有	誤記です。 以下は削除し、番号を繰り上げます。 5.1.2. プライベートCAサーバ (2) 証明書配布機能 別紙4-13 ネットワーク機器 規格一覧【プライベートCAサーバ】 ①AUTH-SV-A: 認証装置(プライベートCA)#1,#2 5 外部連携

仕様書案について意見招請したところ、以下の内容の意見書の提出がありました。提出された意見とそれに伴う対応について、次のとおり回答します。

番号	頁	条項	仕様書(案)の記載内容	提案・意見等	理由	仕様書への反映	対応理由
11	5	5.システム要件 5.1.機能要件 5.1.3.標的型攻撃対策サーバ	(1) OS等 ②サーバ内に検知した不審なコンテンツを用いた、クライアントにおける影響を確認するための仮想環境である、4台分のWindows11 Professional OSをインストールすること。	OS名を「Windows11 Professional」から「Windows11 Pro」に修正願います。	誤記と思われる。	有	誤記です。 「Windows11 Professional」の記載を「Windows11 Pro」に修正します。
12	6	6.2. ネットワークシステム設計 6.2.2. 物理構成設計 (2) 配線経路図の作成	(2) 配線経路図の作成 電源ケーブルなどの配線経路に係る設計を行い、配線経路図の作成を行う。	書類名称、書類過不足の再確認及び内容、名称等の統一を願います。特に成果物として納入を求めているものであれば、明記願います。	「別紙2 成果物一覧」に記載がありません。	有	「(2) 配線経路図の作成」は不要であるため記載を削除します。
13	6	6.2. ネットワークシステム設計 6.2.2. 物理構成設計 (3) 機器実装図の作成	(3) 機器実装図の作成 電源の敷設方式、ラックマウント方式について、現状の状態を加味した形で設計を行い、機器実装図を作成する。	機器実装図が成果物として必要となる場合「別紙2 成果物一覧」に追記願います。 「機器実装図」が「ラック搭載図」と同一の場合は、名称の統一をお願いします。	「別紙2 成果物一覧」に記載がありません。	有	「機器実装図」に統一、修正します。
14	6	6. システムインテグレーション 6.2. ネットワークシステム設計 6.2.3 論理構成設計 (1) パラメータ設計	新規機器に係る設定パラメータの設計を行い、構成定義情報としてまとめる。	成果品として納入が必要であれば書類名を明記頂き「別紙2 成果物一覧」に追記ください。 打合せ時の資料等の位置づけであれば不要です。	成果物として納入が必要か否かの確認です。	有	成果品として納入が必要であるため、別紙2 成果物一覧に「詳細設計書」を追記します。
15	6	6. システムインテグレーション 6.2. ネットワークシステム設計 6.2.4. 移行設計 (1) 移行設計	(1) 移行設計 既存機器から新規機器に移行するための計画、リスク評価、試験手順、移行スケジュールなどの設計を行い、移行設計書を作成する。	書類名称、書類過不足の再確認及び内容、名称等の統一を願います。特に成果物として納入を求めているものであれば、明記願います。	「移行設計書」とありますが「別紙2 成果物一覧」には7 移行計画書しかありません。	有	「移行設計書」に統一、修正します。
16	6	6. システムインテグレーション 6.2. ネットワークシステム設計 6.2.4. 移行設計 (2) 試験設計	(2) 試験設計 移行完了後にシステムが正常に移動していることを確認するための試験方式、手順、想定する障害内容、試験の記録方法等を設計し、試験設計書を作成する。	書類名称、書類過不足の再確認及び内容、名称等の統一を願います。特に成果物として納入を求めているものであれば、明記願います。	「試験設計書」とありますが「別紙2 成果物一覧」には該当する記載はありません。	有	別紙2 成果物一覧 「ネットワーク単体テスト仕様書兼成績書」と「ネットワーク総合テスト仕様書兼成績書」が試験設計書に相当します。 「ネットワーク単体テスト設計書兼成績書」と「ネットワーク総合テスト設計書兼成績書」に記載を修正します。 また「試験」は「テスト」に統一、修正します。
17	6	6. システムインテグレーション 6.3. 構築作業 6.3.1. 要件	なお、L3-SW、L2-SWはSNMPTrapを起動し、既存監視ソフトの監視下とすること。また、既存監視ソフトへの機器登録まで実施すること。	「既存監視ソフト」の名称もしくはシステム名称等を明記ください。	設計、設定に価格工数積算に必要な項目となります。	無	名称等は開示できませんが、資料閲覧は可能ですのでお問い合わせ下さい。
18	6	6. システムインテグレーション 6.3. 構築作業 6.3.1. 要件	なお、L3-SW、L2-SWはSNMPTrapを起動し、既存監視ソフトの監視下とすること。また、既存監視ソフトへの機器登録まで実施すること。	「既存監視ソフト」への登録に必要なライセンスは当局より提供されるもしくは用意されていることを明記ください。 されない場合、本調達に必要なライセンスの種類や数量について明記ください。	調達に必要な場合積算が必要となります。	無	本調達に必要なライセンスについては「別紙4-13 ネットワーク機器 規格一覧」の「ネットワーク管理」及び「ライセンス」、「ネットワーク管理及びライセンス」、「QoS」をご参照ください。
19	6	6. システムインテグレーション 6.3. 構築作業 6.3.2. 導入・移行作業	移行設計書に基づき、新規機器の導入・移行作業を実施する。	書類名称、書類過不足の再確認及び内容、名称等の統一を願います。特に成果物として納入を求めているものであれば、明記願います。	「移行設計書」とありますが「別紙2 成果物一覧」には7 移行計画書しかありません。	有	「移行設計書」に統一、修正します。
20	6	6. システムインテグレーション 6.2.1 要件	各調達機器の施工にあたり、物理構成設計、論理構成設計、移行設計、試験設計を行うこと。なお本調達で発生する、全てのネットワーク設定変更作業を実施すること。	既設ネットワークをベースとした設計が必要になります。左記の仕様書案だと情報が足りず、設計できないため既設ネットワークの物理設計、論理設計についての情報提供頂きたい。	既設ネットワークをベースとした設計が必要になります。左記の仕様書案だと情報が足りず、設計できないため	無	構成資料等は開示できませんが、閲覧は可能ですのでお問い合わせ下さい。
21	6	6. システムインテグレーション 6.3.1 要件	ネットワーク・システム設計に基づき、導入・移行作業、及び施工後の動作試験を実施すること。なお、L3-SW、L2-SWはSNMPTrapを起動し、既存監視ソフトの監視下とすること。また、既存監視ソフトへの機器登録まで実施すること。	本案件で導入する機器は既存監視ソフトの監視下とする必要がありますが、左記の仕様書案の記載だけです。既存監視ソフトの環境が不明で対応内容が明確に見積もれないため、監視機器登録までの支援を実施すること に文言を修正頂きたい	既存監視ソフトの環境が不明で対応内容が明確ではないため	無	既存ソフト名称等は開示できませんが、資料閲覧は可能ですのでお問い合わせ下さい。
22	7	7. ネットワーク機器構成要件 7.2. 機器設定	別紙5-1～別紙5-4のネットワーク機器の構成に問題無く動作するように調達機器を設定すること。	別紙5-1～別紙5-5ではないでしょうか	誤記と思われる。	有	誤記です。 「別紙5-4」の記載を「別紙5-5」に修正します。
23	7	7. ネットワーク機器構成要件 7.2. 機器設定	別紙5-1～別紙5-4のネットワーク機器の構成に問題無く動作するように調達機器を設定すること。	既設機器の構成資料等を別紙添付いただくか、既設機器情報を落札後開示する旨の明記をいただきたい。	既存機器構成や設定内容が不明なため「問題無く動作するように～」を担保する設計、積算が困難であるため。	無	構成資料等は開示できませんが、閲覧は可能ですのでお問い合わせ下さい。

仕様書案について意見招請したところ、以下の内容の意見書の提出がありました。提出された意見とそれに伴う対応について、次のとおり回答します。

番号	頁	条項	仕様書(案)の記載内容	提案・意見等	理由	仕様書への反映	対応理由
24	7	8. テスト要件	(1) テスト設計書に基づき、施工完了後のシステムの正常試験・障害試験を実施する。 (2) テスト実施前に監督職員へテスト設計書を提出し、承諾を得た上で実施すること。 テスト設計書には以下を記載すること。 ① テストの目的 ② システム停止の範囲、期間、リスク ③ 当局職員業務への影響	書類名称、書類過不足の再確認及び内容、名称等の統一を願います。特に成果物として納入を求めるものであれば、明記願います。	「テスト設計書」とありますが「別紙2 成果物一覧」には 17 ネットワーク単体テスト仕様書兼成績書 18 ネットワーク総合テスト仕様書兼成績書 とあります。	有	別紙2 成果物一覧 「ネットワーク単体テスト仕様書兼成績書」と 「ネットワーク総合テスト仕様書兼成績書」の記載を 「ネットワーク単体テスト設計書兼成績書」と 「ネットワーク総合テスト設計書兼成績書」に修正し ます。 また「試験」は「テスト」に統一、修正します。
25	7	8. テスト要件	-	テスト対象の明記をお願いします。	テスト対象、テスト範囲、テスト内容等が記載されていないため、作業内容が不明であり、積算ができません。 「6. システムインテグレーション」記載の「試験設計書」のことでないかと推測していますが、「テスト設計書」「試験設計書」「テスト仕様書兼成績書」等、名称が統一されていません。	無	テスト対象、テスト範囲、テスト内容等については、本調達の仕様を満たすように受注者が作成、実施願います。 また「試験」は「テスト」に統一、修正します。
26	7	9. 移行要件 9.1. 設備要件の確認	受注後速やかに各設備の現地確認を行い、設備条件の詳細を確認すること。 以下資料を作成し、設備要件を満たしていることを確認し、監督職員の承諾を得ること。 (1) 調達機器納入場所平面図 (2) 調達機器ラック搭載図 (3) ネットワーク論理構成図 (4) ネットワーク物理構成図 (5) ハードウェア構成情報 (6) ラック内LAN 配線図 (7) 電源配線図 (8) 調達機器電源容量計算書 (9) 調達機器重量計算書 (10) 調達機器発熱量計算書 (11) 調達機器搬入作業計画書	成果物として必要となる場合「別紙2 成果物一覧」と過不足、整合性の確認をお願いします。	成果物一覧に以下の資料の記載がありません。 (1) 調達機器納入場所平面図 (7) 電源配線図 (8) 調達機器電源容量計算書 (9) 調達機器重量計算書 (10) 調達機器発熱量計算書 (11) 調達機器搬入作業計画書	有	打合せ時の資料として確認するものであり、全てが成果品となるものではありません。 都度必要となる資料について以下のとおり記載を修正します。 受注後速やかに各設備の現地確認を行い、設備条件の詳細を確認すること。 構築作業個別打合せ時に以下資料を作成し、設備要件を満たしていることを確認し、監督職員の承諾を得ること。 (1) 調達機器納入場所平面図 (2) ネットワーク論理構成図 (3) ネットワーク物理構成図 (4) ハードウェア構成情報 (5) 機器実装図 (6) ラック内LAN 配線図 (7) 調達機器電源容量計算書(本局、旭川本部のみ) (8) 調達機器重量計算書(本局、旭川本部のみ) (9) 調達機器発熱量計算書(本局、旭川本部のみ) (10) 調達機器搬入作業計画書
27	10～11	11. 特記事項 11.9. 業務代理人	(1) 業務代理人は受注者に代わって本業務に専任で配置され、監督職員の指示の下に、システムの構築及びこれに付随する業務を総括する者をいう。 (2) 業務代理人は専任とし、他業務におけるシステム構築の期間、業務代理人としての兼任はできない。	(1)(2)それぞれの「専任」の記載を削除願います。	「専任」とは一般的にその業務だけを担当すること。を意味しますが、この場合他業務の業務代理人のみならず、構築期間・システム開発期間・賃貸借及び保守期間において管理責任者、業務代理人、監理技術者、主任技術者等となっている者は、本業務の業務代理人になれません。 (2)記載の「他業務におけるシステム構築の期間、業務代理人としての兼任はできない。」の記載のみで目的とする要件を満たしているものと考えます。	有	業務委託代理人は「他業務におけるシステム構築の期間」において兼任はできないものとしており、賃貸借及び保守期間での兼任までも制限するものではありません。 しかしながら(1)と(2)の記載は誤解を招くものであることから、以下に修正します。 (1)業務代理人は受注者に代わって本業務に配置され、監督職員の指示の下に、システムの構築及びこれに付随する業務を総括する者をいう。 (2)業務代理人は当業務の構築期間中は専任とし、他業務におけるシステム構築の期間、業務代理人としての兼任はできない。
28	11	11. 特記事項 11.10. その他特記事項	-	(4)がありません。 (4)を記載いただくか、他項番の修正をお願いします。	誤記と思われる。	有	誤記です。 (4)から(6)までの項番を正しく修正します。
29	11	11.10. その他特記事項	(6)本調達の履行にあたり疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。(6)本調達における、「主たる部分」とは、業務における総合的管理、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。	(6)が2つありますので1つに修正頂きたい。		有	誤記です。 (4)から(6)までの項番を正しく修正します。
30	別紙1-1	別紙1-1 拠点一覧	-	「江差港湾事務所 奥尻分駐所」を追加いただきたい。	「別紙4-3 函館開発建設部 調達機器一覧」に江差港湾事務所 奥尻分駐所があるが、「別紙1-1 拠点一覧」にない為	有	別紙1-1 拠点一覧 「江差港湾事務所 瀬棚分駐所」 「江差港湾事務所 奥尻分駐所」 記載漏れですので追記します。 別紙4-3 函館開発建設部 調達機器一覧 「江差港湾事務所 奥尻分駐所」 誤計上ですので数量を削除します。
31	別紙1-1	別紙1-1 拠点一覧	・民族共生象徴空間(ウポポイ)事務所 ・釧路河川事務所 ・網走農業事務所 ・稚内農業事務所	確認をお願いします。	拠点一覧に記載があるが、以下の一覧に調達機器がないため、拠点は調達対象外で問題無いかの確認のため。 別紙4-1 本局管内 調達機器一覧 別紙4-7 釧路開発建設部 調達機器一覧 別紙4-9 網走開発建設部 調達機器一覧 別紙4-11 稚内開発建設部 調達機器一覧	無	・民族共生象徴空間(ウポポイ)事務所 今回機器調達の予定はありません。 ・釧路河川事務所 ・網走農業事務所 ・稚内農業事務所 各開発建設部の本部と同じ所在地であるため、本部に内数として計上しています。

仕様書案について意見招請したところ、以下の内容の意見書の提出がありました。提出された意見とそれに伴う対応について、次のとおり回答します。

番号	頁	条項	仕様書(案)の記載内容	提案・意見等	理由	仕様書への反映	対応理由
32	別紙2	別紙2 成果物一覧	13 監視方式設計書 既存の監視方式設計書を更新すること。 14 監視運用設計書 既存の監視運用設計書を更新すること。	各設計要件、設計書記載内容等を、仕様書本文内で明記ください。	仕様書本文(別紙2以外)に同名の設計要件、設計書名記載されておらず、対象機器、監視項目、監視条件等どの部分の監視に対する設計をすべきなのか不明です。	有	誤記です。 以下は削除し、番号を繰り上げます。 13 監視方式設計書 14 監視運用設計書
33	別紙3	別紙3 概要スケジュール	各開発建設部配置機器に関する個別打合せ	7月末に実施のスケジュールとなっているが見直しをお願いします。	3.4. 打合せ協議では「構築期間の任意の時点で、各開発建設部1回以上実施すること。」と記載されているが、概要スケジュールでは7月末頃に実施することとなっているため、「概要スケジュール」も同様の記載となる想定です。 7月末では説明等の準備が間に合わない可能性が考えられます。	有	別紙3 概要スケジュール 「各開発建設部配置機器に関する個別打合せ」の期間を着手後から構築完了までに修正します。
34	別紙4-1	別紙4-1 本局管内 調達機器一覧	-	無停電電源装置の機器構成(台数を含む)見直しをお願いします。	調達機器一覧に規格L3-Aがありますが、「別紙4-13 ネットワーク機器規格一覧」①L3-A:L3SW(モジュール型) こちらの仕様を満たす機器が200V冗長電源となります。 本局のUPS構成に200Vのものがありません。 2台×冗長のため200V4口必要です。	無	L3-A:L3SW(モジュール型)の電源は室内に別途設置済みのUPSから供給されます。
35	別紙4-1	別紙4-1 本局管内 調達機器一覧	-	無停電電源装置の機器構成(台数を含む)見直しをお願いします。	「5.1.1. NW システム管理ツール」および「別紙4-13 ①NW-MG: NWシステム管理ツール」仕様要件を満たす物理アプライアンスは、200V電源が必要となります。 本局のUPS構成に200Vのものがありません。 1台×冗長のため200V2口必要です。	無	NW システム管理ツールの電源は室内に別途設置済みのUPSから供給されます。
36	別紙4-13	別紙4-13 ネットワーク機器規格一覧	区分[QoS] 同一メーカーの一括設定変更が可能なソフトウェア用のライセンスを含めること	区分名と要求仕様記載内容に誤りがあるのではないかと考えられますので、見直しをお願いします。	誤記と思われます。	無	質問17に関連しますが、QoSの制御が可能なNW監視・管理システムを運用しています。その運用のために、ネットワーク機器側にライセンスが必須というものです。 詳細は開示できませんが、運用システムの資料閲覧は可能です。
37	別紙4-13	【無停電電源装置】①UPS-A:UPS(350VA)	5. 質量 6kg以下	正弦波出力であって質量6kg以下の要件を満たす製品は限定されるため既設ラックの耐震性能上、8kg以下まで要件を修正頂きたい。		有	ご意見のとおり、8kg以下とします。
38	別紙4-13	【無停電電源装置】①UPS-A:UPS(350VA)	6 外形 幅300mm以下、奥行300mm以下、高さ50mm以下で既設ラックに設置可能なこと	ラック内設置とした場合、1Uサイズ(高さ44.5mm)を超過するのであれば最低2Uサイズ(高さ85mm)を占有する事となるため、高さ85mm以下まで要件を修正頂きたい。		有	ご意見のとおり、高さ85mm以下とします。
39	別紙5-3	別紙5-3 開発建設部(旭川を除く) 本部 ネットワーク機器構成図	-	一部「調達機器一覧」の構成との差異があるため、内容の確認をお願いします。	別紙4-4 小樽開発建設部 調達機器一覧 に行政用中継L2SWと端末収容用中継L2SWがない。 別紙4-8 帯広開発建設部 調達機器一覧 別紙5-3に記載のない端末収容L2がある	有	別紙4-4 小樽開発建設部 調達機器一覧 行政用中継L2と端末収容用L2の数量を修正しました。 別紙4-8 帯広開発建設部 調達機器一覧 規格名称の修正を行いました。 別紙5-3 開発建設部(旭川を除く) 本部 ネットワーク機器構成図 帯広の機器を追記しました。